

令和5年8月4日

中井町長  
戸村裕司様

公益社団法人  
神奈川県宅地建物取引業協会  
支部  
支部長 小田原 藤井 香一  
会  
員



神奈川県宅建政治連盟  
小田原地区連盟  
地区本部長 藤井 香一



# 要 望 書

# 要 望 書

公益社団法人

神奈川県宅地建物取引業協会  
小田原支部

支部長 藤井香大

神奈川県宅建政治連盟  
小田原地区連盟  
地区本部長 藤井香大

世界は、新型コロナウイルス感染症の発生から 3 年の月日を経て、度重なる変異種に社会、経済が翻弄されながらも、ワクチン接種やマスク着用の推進等が図られました。その結果、ウイルスも弱体化し、ウイルスの位置づけが 5 類に引き下げられ、社会経済活動の正常化に向けて、コロナ禍以前の状況に戻りつつあり、明るい兆候が見え始めました。

しかしながら、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化により、資源価格や諸物価の上昇、急激な円安の為、未だ消費者の購買力が低下しております。

日本では、この困難な時代を乗り越えるべく、諸課題の解決と経済成長を同時に実現するとして、グリーン、デジタル、イノベーション等の分野に官民が連携して諸政策を進めると同時に、国家安全保障ならびに全世代型社会保障改革に取り組んでいます。

このような方針のもとに、不動産業界では、取引のオンライン化の推進をはじめ、不動産 DX 推進に向けた環境整備や既存住宅流通市場の活性化、空き家活用促進等に注力するとともに、不動産業界の新たな価値、可能性について研究し、本業界が地域づくりの要となるよう検討を継続してまいります。

一方、当宅建協会小田原支部管内においては、コロナが 5 類に引き下げられた今日も尚、様々なエリアから、この 2 市 8 町に「移住」を希望してくる人の流れが後を絶たないのですが、市場物件の供給が不足しております。

この事を踏まえ、宅建協会小田原支部では、公民連携をより強固なものにし、これまで以上に安全で安心できる、住みやすく住み続けたい街にする事を目指しております。

管内の更なる活性化に向け、国・県・各自治体や関係機関・諸団体と連携を取り、政策提言してまいります。

県西地域 2 市 8 町の健全なる発展の一助となりますよう、次に掲げる要望事項に関して、実現に向けた特段のご配慮を賜われますよう強くお願い申し上げます。

## 1. デジタル化・オンライン化について

現在、県をはじめ、近隣市町では、地理情報システムをホームページ上で展開し、私たち不動産業者は基本情報調査など日常的に利用しております。業務の効率化が図られ非常に助かっております。特に文化財に関し、埋蔵文化財包蔵地をネット上で確認する事ができるのは、現在南足柄市のみとなっています。小田原市では上下水道配管図が閲覧できるなど、どの市町でもネットでの情報提供が年々拡充しております。ネットでの情報提供拡充は、結果として調査をする我々不動産業者の労力はもちろん、対応していただく職員の負担軽減、費用の削減につながります。

また社会全般でのキャッシュレス化が進み小田原市・開成町においては窓口でのキャッシュレス決済が実現しています。

『デジタル社会形成整備法』が施行され、不動産業界におきましては電子契約の解禁など、業務のデジタル化が加速しており、世の中のあらゆる分野においてデジタル化のさらなる発展が期待されています。行政分野においても今まで以上にデジタル化を進めていただくニーズが増えています。

### 【要望】

- ① 近隣市町同様、地理情報システムの導入・拡充を要望します。
- ② 窓口での各種支払いのキャッシュレス化の促進を要望します。

## 2. 謄本・公図の取得について

本町で謄本・公図を取得する際、現在は二宮の法務局まで行かなくてはなりません。一方、小田原市・秦野市については、役所内で謄本・会社印鑑証明書等が取得出来ます。法務局の機械を設置し、法務局発行の登記書類を本庁内で取得できれば、非常に便利になります。

設置は法務局の指定によるものと伺いました。横浜地方法務局に連絡しましたところ、設置の検討に当たっては、中井町から横浜地方法務局総務課へ要望願いますとの回答をいただきました。

### 【要望】

「謄本・会社印鑑証明書」と「公図」が取得できる法務局の機械の設置について、横浜地方法務局総務課へ中井町より要望をいただきたく願います。

## 3. 移住・定住政策についての2市8町広域協力について

現在、県西地域における各市町で移住政策が取り組まれており中井町においても空き家バンクの運用やシティブロモーションのためのホームページサイトの開設など様々な取り組みがなされています。しかし、県西地

域2市8町の人口は合計しても331,485人(令和5年5月1日)にしか満たず、各自治体独自の移住政策に関し、特色や努力を認められますが、より効果的な移住・定住促進を図るためには広域での連携協力が必要だと思われまます。このため当宅建協会では広域的な空き家の有効活用等を通じ市町の活性化を図ることを目的に、小田原市・湯河原町・真鶴町と連携して県西空き家バンク連絡会を組織しています。

#### 【要望】

- ①県西地域全体で一致協力した都市部からの移住促進政策を要望します。
- ②中井町におかれましても県西空き家バンク連絡会への参加を要望します。

#### 4. 税証明の発行について

小田原市では「評価証明」と「公課証明」とは別に、それらが一つになった「公租公課証明」を発行しております。中井町ではそれぞれ別取得しなくてはならない状態です。

#### 【要望】

- ①中井町におかれましても「公租公課証明」の発行を要望します。
- ②デジタル化に伴い、インターネットでの取得、キャッシュレス決済ができるよう要望します。

#### 5. 自治会の情報提供について

宅建業者は、賃貸・売買により中井町に転入される方へ、自治会の加入について説明をします。その際に必要なのは、自治会長名・連絡先等です。またゴミについて、ゴミの出し方・出す場所も同様に必要です。賃貸・売買の契約締結の説明時に必要になります。

#### 【要望】

- ①当宅建協会と自治会加入の促進に関する協定の締結を要望します。
- ②自治会長名・連絡先等を電話問い合わせ等でもスムーズに教えていただけるよう要望します。
- ③ゴミ置場等は、インターネットでも確認できるよう要望します。

#### 6. 農転5条の即日発行について

農転5条の届出をして受領印をいただく日数が行政ごとに違います。秦

野市では、市街化区域内の届出については窓口にて備えてある書類で審査していただき、その場で受領書を発行していただけます。その場で対応し即日発行していただけると、我々不動産業者の労力はもちろん、対応していただく職員の負担も軽減され、費用の削減につながります。

**【要望】**

農転5条の届出を即日処理していただくよう要望します。

**7. 都市計画審議会および固定資産評価審査会への協会代表の参加について**

宅建業法・都市計画法・建築基準法等、業務上必要不可欠な知識を有しかつ現場や現地事情・実勢価格に精通している宅建業者が、行政の行う都市計画や資産評価等を検討する審議会等へ参画することにより、有用な意見を述べる事が出来ます。

なお、当協会では現在、神奈川県や横浜市その他多くの自治体の都市計画審議員および固定資産評価員として参画しております。

**【要望】**

支部代表者が都市計画審議員および固定資産評価員として参画できるように要望いたします。

公務ご多忙中のところ誠に恐縮に存じますが、本要望書に対して速やかにご回答戴きたくお願いする次第です。

以上